

あなたに寄り添う心のハーモニー

放送日：令和5年11月20日～

## 「障がいのある人の人権」

今週は、障がいのある人の人権について考えてみましょう。

全ての人にとって、障がいのある・なしにかかわらず、社会の一員として尊重されることは当然の権利です。しかしながら、障がいのある人にとって、様々な「バリア」が日常生活や社会生活を営む上で存在しています。例えば、施設や駅などにおける段差や狭い通路などの「物理的バリア」、車いすの方が資格試験を受験できないなどの制限を受ける「制度のバリア」、音声情報や文字情報など、必要不可欠な情報が提供されないことで生じる「文化・情報のバリア」、障がいのある人に対する差別や偏見など、理解不足から生まれる「心のバリア」があります。このようなバリアを取り除き、障がいのある人が日常生活や社会生活において制限を受けない状態、「バリアフリー」が社会的に求められています。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、国、地方公共団体や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、障がいのない人にはつけない条件をつけるといった「不当な差別的取扱い」をおこなうことを禁止しています。また、障がいのある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要であるとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行う「合理的配慮の提供」が求められています。例えば、聴覚に障がいのある人へのコミュニケーションツールとして筆談を用いたり、段差のために入店できない車いすユーザーに対して簡易スロープを用意したりすることが「合理的配慮の提供」にあたります。

また、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律では、社会の一員である障がいのある人が様々な活動に参加するために情報を得て利用することや、スムーズに意思疎通ができることが大切とされています。

障がいのある人もない人も、共に社会の一員として生活を送ることができる共生社会の実現には、様々な「バリア」を取り除き、お互いを理解して支え合っていくことが必要です。

12月3日から9日は「障害者週間」です。ぜひ、あなたの職場、家庭、学校、地域において、どのような「バリア」があるかを考えることから始めてみましょう。

